

2 蘇生ガイドライン改訂への対応

2 蘇生ガイドラインの改訂への対応

(1) 検討の経緯・目的

【過去の経緯】

心肺蘇生に関するガイドラインについては、国際蘇生連絡委員会(ILCOR)が公表する「心肺蘇生に関わる科学的根拠と治療勧告コンセンサス」(CoSTR)に基づき、我が国においては、日本蘇生協議会(JRC)が5年ごとに「JRC蘇生ガイドライン」を公開し、さらに、日本救急医療財団(心肺蘇生法委員会)が「救急蘇生法の指針」の「市民用」及び「医療従事者用」を順に改訂するというプロセスが辿られてきた。

これらの改訂を踏まえ、「救急業務のあり方に関する検討会」では、「JRC蘇生ガイドライン」の知見に基づく救急活動の展開と救命率の向上等を目的として、一般市民や救急隊員が行う心肺蘇生法の影響を受ける事項について、検討を行ってきたところである。

【JRC蘇生ガイドライン2020の状況】

2020年は、通例であれば5年ごとのガイドラインが公開される年であったが、新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延を受けてスケジュールが延期となった。これにより「JRC蘇生ガイドライン2020」は、2020年10月より各章ごとのドラフト版が順次公開され、2021年3月末に全章が公開された。

【ワーキンググループにおける検討事項】

「救急業務のあり方に関する検討会」のもとに設置された本ワーキンググループにおいては、「JRC蘇生ガイドライン2020」の公開と、今後の「救急蘇生法の指針」の改訂の動向を踏まえながら、一般市民や救急隊員が行う心肺蘇生法において影響を受ける事項等の検討を行う。

併せて、応急手当の普及啓発について、ガイドライン及び指針の改訂に加えて、全国の消防本部に対するアンケート調査等を通じて把握した課題も踏まえ、実施率や質の向上のために必要な検討を行う。

2 蘇生ガイドラインの改訂への対応

(2) 救急蘇生ワーキンググループ

【救急蘇生ワーキンググループ】

- 救急救命の知見を有する医師、行政機関及び消防本部職員からなるワーキンググループを設置(令和2年度～)

石 見 拓 (京都大学環境安全保健機構健康管理部門健康科学センター教授)

遠 藤 浩 之 (郡山地方広域消防組合消防本部消防課長)

大 迫 勉 (北九州市消防局救急部救急課長)

太 田 邦 雄 (金沢大学医薬保健研究域医学系医学教育研究センター准教授)

清 武 直 志 (東京消防庁救急部救急指導課長)

○ 坂 本 哲 也 (帝京大学医学部救急医学講座教授)

杉 田 学 (順天堂大学医学部附属練馬病院救急・集中治療科教授・院長補佐)

田 上 隆 (日本医科大学武蔵小杉病院准教授)

田 邊 晴 山 (救急救命東京研修所教授)

土 屋 桂 子 (さいたま市消防局警防部救急課長)

中 田 徹 (広島市消防局警防部救急担当部長)

名 知 祥 (岐阜大学医学部附属病院 高次救命治療センター講師)

畑 中 哲 生 (救急救命九州研修所専任教授)

服 部 良 一 (堺市消防局救急部救急ワークステーション所長)

○=ワーキンググループ長 (委員は令和3年度現在)

(オブザーバー) 厚生労働省医政局地域医療計画課

【これまでの開催状況】

- ガイドライン2020のスケジュール延期を受け、令和2年度の検討スケジュールを後ろ倒しした上で、令和2年度中に第1回を书面開催し、引き続き令和3年度以降に検討することとした。

■ 令和3年3月22日 第1回WG(书面開催) … ガイドライン公開後に影響を受ける対策・対応方針の整理

■ 令和3年5月13日 第2回WG(対面・WEB開催) … ガイドライン公開内容に基づく具体的な検討の開始

2 蘇生ガイドライン改訂への対応

- JRC蘇生ガイドライン2020及び
救急蘇生法の指針改訂への対応
- 応急手当の普及啓発

2 蘇生ガイドラインの改訂への対応

(2) JRC蘇生ガイドライン公開時の対応の概要

JRC蘇生ガイドライン2015に係る対応

- 平成27年10月16日「JRC蘇生ガイドライン2015」ドラフト版 公開
- ◆ 平成27年10月～平成28年3月 救急蘇生WG第1～3回開催
- 平成28年2月「JRC蘇生ガイドライン2015」出版
- 平成28年3月「救急蘇生法の指針2015(一般市民用)」公開
- ◆ 平成28年8月～平成29年2月 救急蘇生WG第1～3回開催
- 平成28年9月「救急蘇生法の指針2015(医療従事者用)」公開

JRC蘇生ガイドライン2020に係る対応

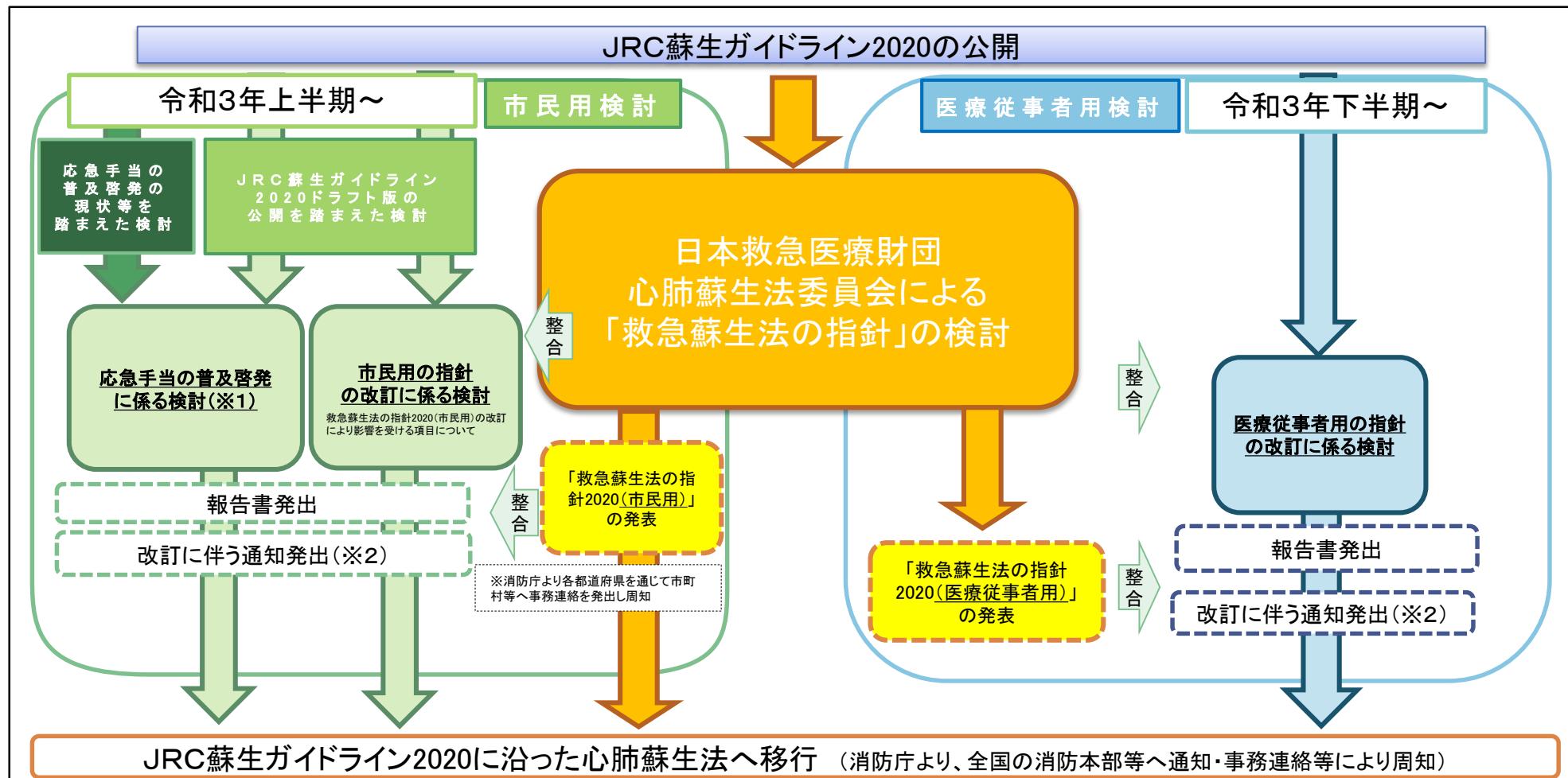
- 令和2年10月22日～「JRC蘇生ガイドライン2020」ドラフト版は完成した章ごとに順次公開
- ◆ 令和3年3月～令和3年9月頃 救急蘇生WG開催
 - ・救急蘇生法の指針改訂による一般市民の行う心肺蘇生法等への影響の検討
 - ・応急手当の普及啓発に係る検討
- 令和3年9月頃「救急蘇生法の指針2020(一般市民用)」公開予定
- ◆ 令和3年10月～令和4年1月頃 救急蘇生WG開催
 - ・救急蘇生法の指針改訂による救急活動プロトコル等への影響の検討
 - ・応急手当の普及啓発に係る検討(継続)
- 令和4年3月頃「救急蘇生法の指針2020(医療従事者用)」公開予定

【参考】平成27年度～28年度のスケジュール

| JRC蘇生ガイドライン2015 | H27年度 4月～9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | H28年度 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|--|----------------|-------------------------------|----------|-----|----|--------------------|--|------------------------|----|----|----|--------------------|----|-----|--------------------------|----------|----|--------------------|------------------|
| 過去の検討経過 (1年目 第1回検討会 7月17日) (2年目 第1回検討会 8月4日) | 検討会(第1回) | G2015公表 (10月16日) WG(1回) | 検討会(第2回) | | | 検討会(第3回) WG(2回) | 検討会(第4回) 報告書発出 指針(市民用) WG(3回) | 通知(市民・救急隊) 事務連絡(市民) | | | | 検討会(第1回) WG(1回) | | | WG(2回) (医療従事者用) 指針 | 検討会(第2回) | | 検討会(第3回) WG(3回) | 通知(救急隊) 報告書発出 |

2 蘇生ガイドラインの改訂への対応

(3) JRC蘇生ガイドライン2020公開に伴う救急蘇生WGの検討と改訂の進め方



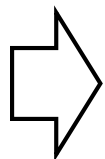
※1 応急手当の普及啓発に係る検討については、上半期から検討を始め、年間を通じて検討を行っていく。

※2 改訂に伴う通知等の発出時期について、各消防本部への影響等を踏まえて判断。

2 蘇生ガイドラインの改訂への対応

(4) 「JRC蘇生ガイドライン2020」の改訂に伴う検討事項

| | WGにおける検討事項 | | | |
|----------------------------|--|--|---|-----------------------------------|
| | 市民の応急手当 | | 救急隊員のプロトコル(救急救命士を含む) | |
| | 消防庁案 | 委員意見 | 消防庁案 | 委員意見 |
| 一次救命処置 | <ul style="list-style-type: none"> ・119番通報の方法 (ハンズフリーオプションの利用) ・気道異物除去(背部叩打、腹部突き上げの切り替え) | <ul style="list-style-type: none"> ・反応の有無や呼吸の評価で判断に迷う場合の対応の強調 ・小児蘇生における人工呼吸の重要性の強調 | <ul style="list-style-type: none"> ・気道異物除去(背部叩打、腹部突き上げの切り替え) ・マギル鉗子を用いた気道異物による窒息の解除 | (追加意見なし) |
| 二次救命処置 | 影響はない | (追加意見なし) | ・固い支持面でのCPR | (追加意見なし) |
| 小児の蘇生 | 影響はない | <ul style="list-style-type: none"> ・小児の胸骨圧迫(片手・両手) ・乳児の胸骨圧迫(2本指) | <ul style="list-style-type: none"> ・BVM換気と声門上気道デバイス ・BVM換気と気管挿管 | (追加意見なし) |
| 新生児の蘇生 | 影響はない | (追加意見なし) | 影響はない | (追加意見なし) |
| 急性冠症候群 | 影響はない | (追加意見なし) | 各地域の実情に応じて検討 (令和元年度救急業務のあり方に関する検討会報告書より) | (追加意見なし) |
| ファーストエイド | 熱中症、回復体位、止血帯止血 | (追加意見なし) | 熱中症、回復体位、止血帯止血 | (追加意見なし) |
| 脳神経蘇生 | 影響はない | (追加意見なし) | 影響はない | (追加意見なし) |
| 妊産婦の蘇生 (2020ガイドラインから追加) | 影響はない | (追加意見なし) | <ul style="list-style-type: none"> ・CPR時の体位 ・CPR時の用手的子宮左方移動 | (追加意見なし) |
| 普及・教育のための方策 | 応急手当普及啓発及び口頭指導 | 救命行動に影響しうる障壁に対応したBLSトレーニング | 影響はない | 救急隊のモニタリングや経験不足を補う対策(MC・消防連携) |
| COVID-19に係る対応 | <ul style="list-style-type: none"> ・感染対策 ・胸骨圧迫のみの実施 | (追加意見なし) | 感染対策 | 気道確保戦略の推奨デバイス (声門上気道デバイス・気管挿管) |



【検討の方向性】

「JRC蘇生ガイドライン2020」や、WG委員のご意見を踏まえ、今後改訂される「救急蘇生法の指針(市民用)」と整合的に、一般市民の行う応急手当や救急隊員のプロトコルに係る通知等の改正を検討していく。

2 蘇生ガイドライン改訂への対応

- JRC蘇生ガイドライン2020及び
救急蘇生法の指針改訂への対応
- 応急手当の普及啓発

(5) 応急手当の普及啓発に係る検討事項

【現状】

- これまで、応急手当の普及促進策として、
 - ・ 実施者や指導者については、講習内容の見直し、短時間化、WEB講習の導入
 - ・ 通信指令員については、口頭指導の質向上のため、プロトコルや指令員の教育体制の見直し等の取組を実施し、そのほか、広報等のあり方について先進事例を収集するなどの検討を行ってきたところ。



【検討の方向性】

- 応急手当の普及促進については、過去の検討の経緯を踏まえ、特に以下の事項に係る検討を行う。
 - 1) 通信指令員による口頭指導の質の向上について
 - 2) 電子デバイスの更なる活用について
 - 3) 応急手当の実施者及び指導者の数・質の向上について
- 上記については、応急手当の普及啓発に係る各機関(救急医療財団、日本赤十字社、大学等の教育機関、学会等の学術団体、厚生労働省、消防関係機関(総務省消防庁、各消防本部、救急振興財団、消防学校)等)が、それぞれどのような役割を果たすべきかについても念頭におきつつ、議論を深めていく。

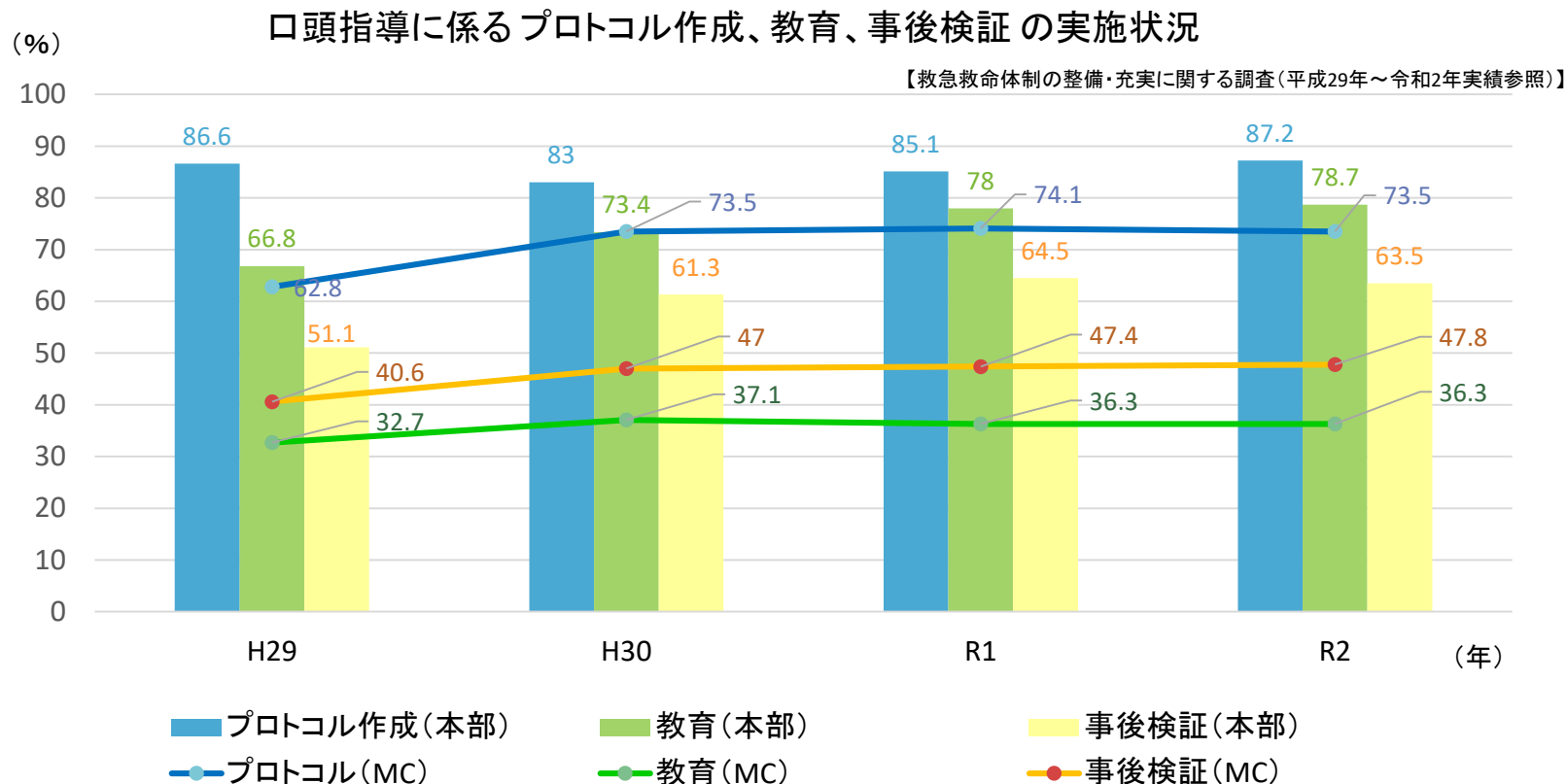
2 蘇生ガイドラインの改訂への対応

(5) 応急手当の普及啓発に係る検討事項

① 通信指令員による口頭指導の質の向上について

〔背景〕 通信指令員による口頭指導の質の向上については、主に蘇生ガイドライン改訂時期に合わせて、口頭指導プロトコルの見直し、教育テキストの策定、教育方法や事後検証のあり方等を検討してきた。

〔現状〕 口頭指導に係るプロトコル作成、通信指令員への教育、事後検証の実施状況をみると、プロトコル作成(本部・MC)や教育(本部)については7割以上で実施されているが、教育(MC)や事後検証(本部・MC)は実施割合が相対的に低く、近年横ばいとなっている。



2 蘇生ガイドラインの改訂への対応

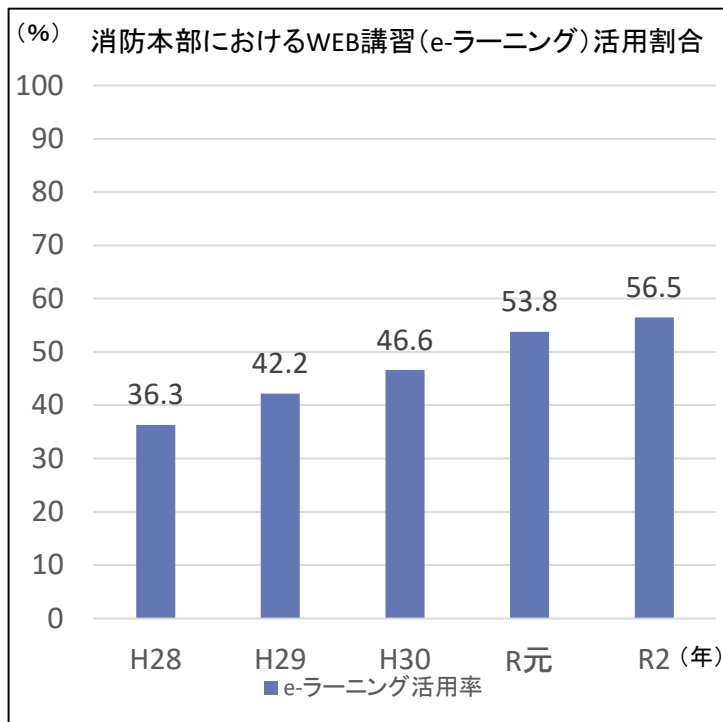
(5) 応急手当の普及啓発に係る検討事項

② 電子デバイスの更なる活用について

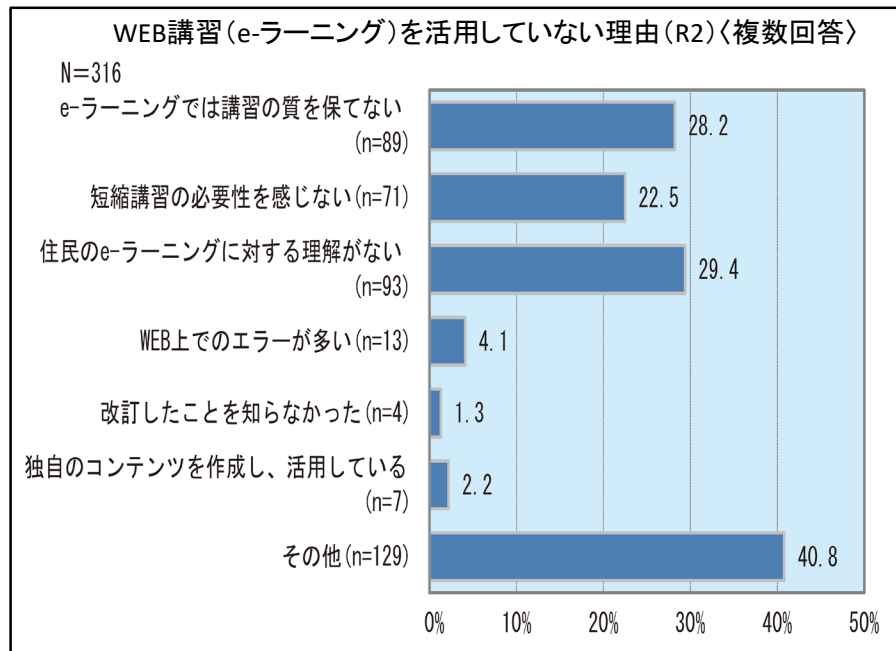
〔背景〕 消防本部におけるWEB講習(e-ラーニング)の活用については、消防庁におけるサーバの一括管理以降、セキュリティ等の課題があった本部においても活用が進み、活用割合は年々増加傾向にある。

〔現状〕 令和2年度調査によると、WEB講習を活用していない理由として、「住民の理解がない(29.4%)」、「e-ラーニングでは講習の質を保てない(28.2%)」との回答が多く、WEB講習の内容や広報のあり方について検討を要すると考えられる。

【救急救命体制の整備・充実に係る調査(平成28年～令和2年実績参照)】



【出典:令和2年度救急用務のあり方に関する検討会報告書】



〔その他(n=129)の内訳〕

- サーバ等環境の問題(30件 23.3%)
- 今後予定している(23件 17.8%)
- 要綱整備・体制整備等が整っていない(16件 12.4%)
- 必要性を感じない・受講者から求められていない(15件 11.6%)
- 通常の講習との差別化・別管理が難しい(15件 11.6%)

※上位5意見

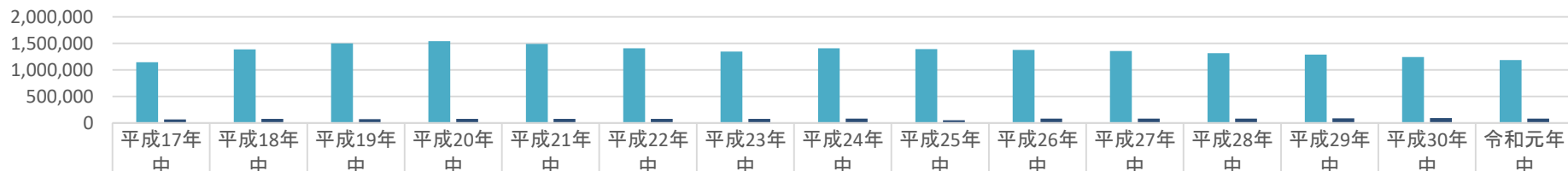
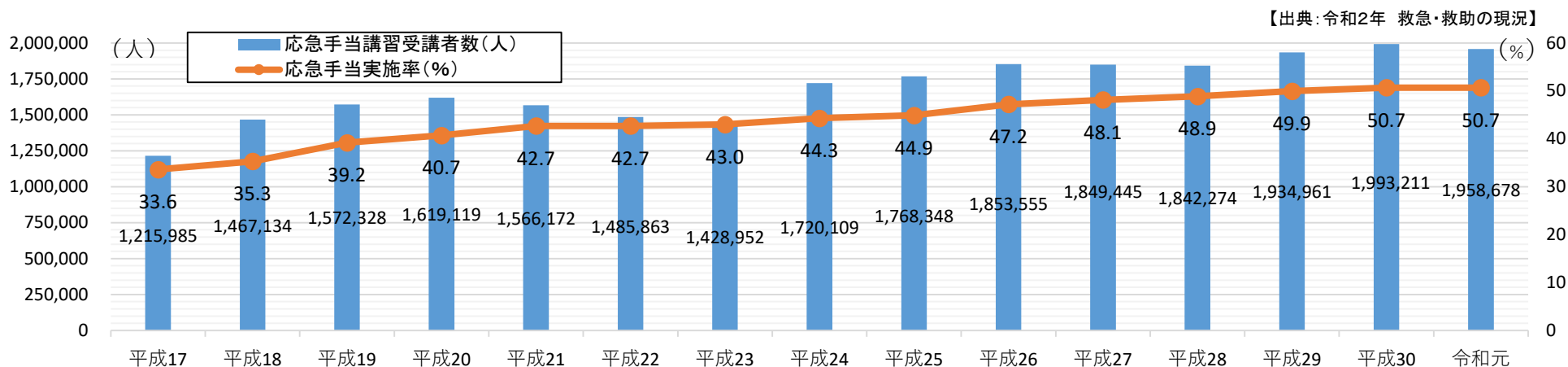
(5) 応急手当の普及啓発に係る検討事項

③-1 応急手当の「実施者」の数・質の向上について

〔背景〕 応急手当の実施者(バイスタンダー)の普及促進に関しては、これまで、蘇生ガイドライン改訂時期を中心に検討を重ね、WEB講習や短時間講習の導入等の取組を実施している。

〔現状〕 応急手当講習受講者数は年々増加傾向にあり、令和元年中の受講者数は195万8,678人となっている。また、一般市民(救急現場に居合わせた人)により応急手当(胸骨圧迫・人工呼吸・AEDによる除動細)が実施される割合も増加傾向にあり、令和元年中には、心肺機能停止傷病者の50.7%に一般市民による応急手当が実施されている。

一方、普通救命講習受講者数は平成27年以降減少傾向にあり、上級救命講習受講者は実施数が少なく横ばいの傾向にある。



| 年度 | 普通救命講習受講者数(単位:人) | 上級救命講習受講者数(単位:人) |
|--------|------------------|------------------|
| 平成17年中 | 1,147,904 | 68,081 |
| 平成18年中 | 1,388,212 | 78,922 |
| 平成19年中 | 1,499,485 | 72,843 |
| 平成20年中 | 1,541,459 | 77,660 |
| 平成21年中 | 1,490,246 | 75,926 |
| 平成22年中 | 1,408,864 | 76,999 |
| 平成23年中 | 1,345,591 | 79,959 |
| 平成24年中 | 1,410,981 | 84,898 |
| 平成25年中 | 1,392,325 | 50,547 |
| 平成26年中 | 1,376,149 | 84,864 |
| 平成27年中 | 1,355,791 | 84,307 |
| 平成28年中 | 1,315,946 | 82,385 |
| 平成29年中 | 1,287,848 | 88,659 |
| 平成30年中 | 1,245,971 | 91,014 |
| 令和元年中 | 1,184,689 | 84,578 |

2 蘇生ガイドラインの改訂への対応

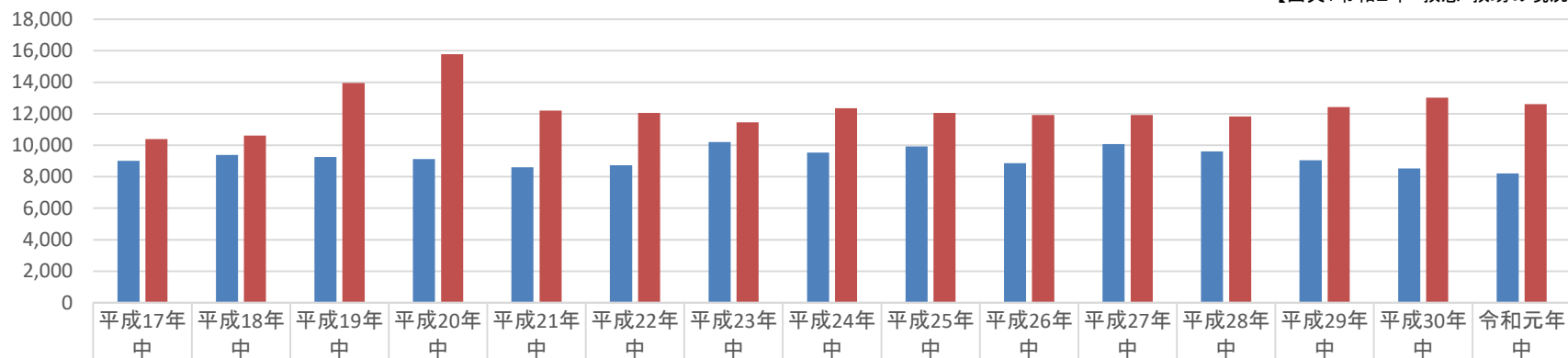
(5) 応急手当の普及啓発に係る検討事項

③-2 応急手当の「指導者」の数・質の向上について

〔背景〕 応急手当の指導者(応急手当指導員・応急手当普及員)の普及促進については、これまで、教職員に対する普及員講習時間の短縮や、他地域で普及員講習を受講した者の柔軟な取扱い方法の採用などの取組を実施している。

〔現状〕 しかしながら、応急手当指導員講習及び応急手当普及員講習の修了者は増減を繰り返しながら、長期的に概ね横ばいの傾向にある。

【出典：令和2年 救急・救助の現況】



| | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ■ 応急手当指導員講習等修了者数(単位:人) | 9,004 | 9,391 | 9,253 | 9,117 | 8,592 | 8,733 | 10,203 | 9,527 | 9,924 | 8,866 | 10,076 | 9,601 | 9,055 | 8,518 | 8,204 |
| ■ 応急手当普及員講習等修了者数(単位:人) | 10,385 | 10,612 | 13,948 | 15,776 | 12,199 | 12,050 | 11,463 | 12,346 | 12,053 | 11,929 | 11,927 | 11,819 | 12,416 | 13,015 | 12,608 |

(5) 応急手当の普及啓発に係る検討事項

④ 検討の方向性

【通信指令員による口頭指導の質の向上について】

- 消防本部や地域MCIにおける課題の把握のため、アンケートによる実態調査を行い、消防本部や地域MCIによる通信指令員への教育や、事後検証の更なる実施率向上のための方策を検討する。
(例: 過去の検討会のように先進事例調査を幅広く実施し、事例集を示す 等)

【電子デバイスの更なる活用について】

- WEB講習については、アンケートによる実態調査を行い、各地域の多様な講習体制において柔軟に活用できるよう、公開形式や講習項目の見直しを図る。
(例) WEB講習の公開形式の検討 : 現状は原則として一連で聴講する動画となっているが、各学習項目を分割し、個別の学習や復習等が容易に出来る構造とする
(例) WEB講習可能な項目の追加 : 現在の学習科目に加え、上級救命講習における各種科目を追加し、更なる時間短縮を可能とする
- WEB講習以外の電子デバイスの活用可能性については、応急手当の普及啓発に関する各機関の取組状況も把握しつつ検討する。(例: スマートフォンからの119番通報に対するビデオを介した口頭指導 等)

【応急手当の実施者及び指導者の数・質の向上について】

- 応急手当の実施者の普及促進について、受講者数や実施率に係る過去の検討を踏まえ、実施率向上のために更に推進すべき取組等について検討する。
- 応急手当の指導者の普及促進について、指導員講習の受講者数及び普及員講習の受講者数を増やし、それらの修了者を指導者として一層効果的に活用するための方策等について検討する。
- 上記のほか、応急手当の実施者及び指導者の数・質の向上を図るための方策等について検討する。

2 蘇生ガイドラインの改訂への対応

(6) 検討及び通知発出等のスケジュール

| | 令和3年 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 令和4年 1月 | 2月 | 3月 | |
|--------|------------------|----|------------------|----|-----------|---|----|--|-----------|-----|------------|----|-----------|--|
| スケジュール | 第1回救急蘇生WG（3月22日） | | 第2回救急蘇生WG（5月13日） | | 第3回救急蘇生WG | オリンピック パラリンピック 開催期間中 7月17日～ 9月12日まで | | 第4回救急蘇生WG 中間報告書発出 「救急蘇生法の指針（市民用）」の改訂で影 響を受ける事項についての通知発出 | 第5回救急蘇生WG | | 第6回救急蘇生WG | | 第7回救急蘇生WG | 最終報告書発出 「救急蘇生法の指針（医療従事者用）」の改 訂により影響を受ける事項についての通知 発出 |

※ 日本救急医療財団(心肺蘇生法委員会)による、「救急蘇生法の指針(市民用)」、「救急蘇生法の指針(医療従事者用)」の改訂作業に合わせながらWGを開催するため、開催回数・時期・報告書・通知の発出は時期がずれることがある。

※ 上半期の検討結果に伴う改訂・通知等の時期(年央又は年度末)については、消防本部への影響等を加味して判断する。

| | 検討事項 |
|-----|---|
| 第3回 | <ul style="list-style-type: none"> JRC蘇生ガイドライン2020及び救急蘇生法の指針改訂により一般市民が行う心肺蘇生法への影響 応急手当普及促進の方策(電子デバイスの活用方策、アンケート調査項目検討)等 |
| 第4回 | <ul style="list-style-type: none"> 改訂を踏まえた通知等の改正案 等 |